

Thūpavam̄sa における塔について

佐 藤 則 元

Vācissara 長老編纂の Thūpavam̄sa (以下 Thv. と略す) には、その書名が示す通り、過去仏 Dipaṅkara の舎利を祀った塔より始まり、釈尊の舎利を祀って Anurādhapura に建立された大塔(現在の Ruvanvälisāya dāgäba)に至るまでの数多くの塔 (thūpa, cetiya) が描かれている。同書は物語を進めるにあたり、多くのパーリ文献からの記述を寄せ集めてきており、Thv. 独自の記述と言える部分は数少ない。しかし対象を「塔」という点にしぼって Thv. を見るなら、同書の価値として第一に挙げられることは、塔に関するパーリ文献の資料集の如き特徴を有するということであろう。そこで本稿では、Thv. に現われる数多くの塔についての情報を整理し、Thv. における塔の安置物、及び thūpa, cetiya とは如何なるものかを明らかにしてみたい。

なお、ここで用いた Thv. のテキストは、N. A. Jayawickrama : The Chronicle of the Thūpa and the Thūpavam̄sa, being a translation and edition of Vācissarathera's Thūpavam̄sa, Sacred Books of the Buddhists, vol. XXVIII, Pali Text Society, London 1971 であり、以下に示される Thv. の頁数は、同テキストによるものである¹⁾。

1 Thv. に現われる thūpa, cetiya

Thv. における塔は、thūpa、及び cetiya という語によって言い表わされている。そこで、thūpa, cetiya とはどういうものかを見るため、その両語によって示された Thv. の塔をすべて掲げてみよう。そして特に、(a)安置物、(b)建立地、(c)建立者、(d)造り、以上の四点についてまとめてみたい。

① Dipaṅkara 仏の thūpa²⁾ [Thv. p. 154]

(a) Dipaṅkaraの舎利 (dhātu)。(b) Nandārāma. (c) Jambudīpa 中に住む人々。

(64) Thūpavāmsa における塔について（佐藤）

(d) 高さ36由旬 (yojana)。厚く金箔をはった煉瓦 (ghanakoṭṭimasuvanñ' iṭṭhakā)³⁾ による。

② Dīpaṅkara 仏の thūpa⁴⁾ [154]

(a) Dīpaṅkara が使用した鉢・衣の資具 (pattacīvaraṇaparikkhāra)。(b) 菩提樹下。(d) 高さ 3 由旬。

③ Koṇḍañña 仏の cetiya, thūpa⁵⁾ [155]

(a) Koṇḍañña の舍利。(b) Candārāma. (c) Jambudīpa 中に住む人々。(d) 高さ 7 由旬。七宝製 (sattaratanamaya)。雄黃・砒石 (haritālamanosilā) と胡麻油・酥 (telasappi) が工事に使用された。

④ Maṅgala 仏の thūpa⁶⁾ [155～156]

(a) Maṅgala の舍利。(b) Vasabha-uyyāna.⁷⁾ (c) Jambudīpa の住民。(d) 高さ 30 由旬。

⑤ Sumana 仏の thūpa⁸⁾ [156]

(a) Sumana の舍利。(b) Aggārāma.⁹⁾ (c) Jambudīpa の住民。(d) 高さ 4 由旬。

⑥ Anomadassī 仏の thūpa¹⁰⁾ [157]

(a) Anomadassī の舍利。(b) Dhammārāma. (c) Jambudīpa の住民。(d) 高さ 35 由旬。

⑦ Nārada 仏の thūpa¹¹⁾ [158]

(a) Nārada の舍利。(b) Sudassana-pura. (c) 一切の神・人。(d) 高さ 4 由旬。

⑧ Padumuttara 仏の thūpa¹²⁾ [158]

(a) Padumuttara の舍利。(b) Nandārāma. (c) 一切の神・人。(d) 高さ 12 由旬¹³⁾。

⑨ Sujāta 仏の thūpa, cetiya¹⁴⁾ [159]

(a) Sujāta の舍利。(b) Silārāma. (c) Jambudīpa の住民。(d) 高さ 3 ガーヴタ (gāvuta)。

⑩ Piyadassī 仏の thūpa¹⁵⁾ [159]

(a) Piyadassī の舍利。(b) Salalārāma.¹⁶⁾ (c) Jambudīpa の住民。(d) 高さ 3 由旬。

⑪ Dhammadassī 仏の thūpa¹⁷⁾ [160]

(a) Dhammadassī の舍利。(b) Kelārāma.¹⁸⁾ (c) Jambudīpa の住民。(d) 高さ 3 由旬。

- ⑫ Siddhattha 仏の thūpa¹⁹⁾ [160]
 (a) Siddhattha の舍利。 (b) Anomārāma.²⁰⁾ (d) 高さ 4 由旬。宝製 (ratanamaya)。
- ⑬ Tissa 仏の thūpa²¹⁾ [160～161]
 (a) Tissa の舍利。 (b) Nandārāma.²²⁾ (c) 高さ 3 由旬。
- ⑭ Vipassī 仏の thūpa²³⁾ [161]
 (a) Vipassī の舍利。 (b) Sumittārāma. (c) 一切の神・人。 (d) 高さ 7 由旬。
- ⑮ Sikhi 仏の thūpa²⁴⁾ [161～162]
 (a) Sikhi の舍利。 (b) Dussārāma.²⁵⁾ (c) Jambudīpa 中に住む人々。 (d) 高さ 3 由旬。七宝製。
- ⑯ Kakusandha 仏の thūpa²⁶⁾ [162]
 (a) Kakusandha の舍利。 (b) Khemārāma. (c) 一切のもの (sabba)。 (d) 高さ 1 ガーヴタ。
- ⑰ Kassapa 仏の thūpa²⁷⁾ [163]
 (a) Kassapa の舍利。 (b) Setavyā.²⁸⁾ (c) Jambudipa 中に住む人々。 (d) 高さ 1 由旬。外面を仕上げるために、宝のちりばめられた一個が一千万金に値する煉瓦を使い、内部を満たすために一個が五百万金に値する煉瓦を使用²⁹⁾。砕石と胡麻油が工事に使用された。
- ⑱ Cūlāmaṇi-cetiya³⁰⁾ [166, 178]
 (a) 宝冠のついた釈尊の髪 (cūlāmaṇi)。後に釈尊の右犬歯 (dakkhiṇadāṭhā) と右鎖骨 (dakkhiṇ' akkhaka) が加わる。 (b) 天界の須弥山頂上。 (c) 帝釈天王 Sakka. (d) 高さ (大きさ) 3 由旬または 1 由旬³¹⁾。サファイア製 (indanīla-maṇimaya)。
- ⑲ Dussa-cetiya³²⁾ [166]
 (a) 釈尊の衣服一組 (sāṭakayugala, dussa)。 (b) 梵天界。 (c) Ghaṭikāra 大梵天。
 (d) 高さ 12 由旬。一切宝製 (sabbaratanamaya)。
- ⑳ Makuṭabandhana-cetiya³³⁾ [170ff]
 (b) Kusinārā の釈尊遺体火葬が行なわれた場所。 (c) Kusinārā の Malla.
- ㉑ Rājagaha の thūpa, cetiya³⁴⁾ [179]
 (a) 釈尊の舍利。 (b) Rājagaha. (c) Magadha の Ajatasattu 王。
- ㉒ Vesāli の thūpa, cetiya³⁵⁾ [179]

(a) 爪尊の舍利。 (b) Vesālī-pura. (c) Licchavi.

㉓ Kapilavatthu の thūpa, cetiya³⁶⁾ [179]

(a) 爪尊の舍利。 (b) Kapilavatthu. (c) Sakya.

㉔ Allakappa の thūpa, cetiya³⁷⁾ [179]

(a) 爪尊の舍利。 (b) Allakappa. (c) Buli.

㉕ Rāmagāma の thūpa, cetiya³⁸⁾ [179, 239～240]

(a) 爪尊の舍利。 (b) Rāmagāma のガンジス河の岸 (Gaṅgātīra). (c) Koliya.

㉖ Vēthadīpaka の thūpa, cetiya³⁹⁾ [179]

(a) 爪尊の舍利。 (b) Vēthadīpaka. (c) Vēthadīpaka のバラモン。

㉗ Pāvā の thūpa, cetiya⁴⁰⁾ [179]

(a) 爪尊の舍利。 (b) Pāvā. (c) Pāvā の Malla.

㉘ Kusināra の thūpa, cetiya⁴¹⁾ [179]

(a) 爪尊の舍利。 (b) Kusinārā. (c) Kusinārā の Malla.

㉙ バラモン Doṇa の thūpa⁴²⁾ [179～180]

(a) 爪尊舍利を八分する際に計量に使用した瓶 (kumbha). (b) Doṇa の自分の場所 (sakaṭṭhāna). (c) バラモンの Doṇa.

㉚ Moriya の thūpa⁴³⁾ [179～180]

(a) 爪尊火葬で残った灰 (aṅgāra). (b) Pippalivana. (c) Moriya.

㉛ 80人の大声聞のための thūpa, cetiya (複数) [181]

(c) Magadha の Ajātasattu 王. (d) ㉜の工事の際に掘り出された土 (pamsu) によって煉瓦を作る。

㉜ 舍利貯蔵 (dhātunidhāna) の cetiya, thūpa⁴⁴⁾ (複数) [181～182, 189～190]

(a) 八分された爪尊舍利のうち, Rāmagāma を除く七カ所 (㉒～㉔, ㉖～㉘) の舍利。 (b) Rājagaha の南東。 (c) Ajātasattu 王. (d) 深さ80ハッタ (hattha) まで地面を掘って金属の敷物 (lohasanthara) を敷き, その上に Thūpārāma の cetiya-ghara⁴⁵⁾ の大きさの銅製の家 (geha) をつくり, 黄梅檀などでつくられた容器 (karaṇḍa) と thūpa を八ずつ作る。爪尊の舍利を八重の黄梅檀の容器の中に入れて, それを八つの黄梅檀の thūpa の中に納める。同様に, 赤色の梅檀・象牙・金・銀・種々の宝, 各々でつくられた八つの容器と八つの thūpa に交互に納めていく。こうして出きた最も外部にある水晶の cetiya の大きさは, Thūpārāma-cetiya と同じ。さらにその上に, 一切宝・金・銀・

銅製の建物 (geha) をつくる。そこに、五百五十本生話 (adḍhacchaṭṭāni jātakasatāni), 八十大長老 (asītimahāthera), Suddhodana, Mahāmāyā, 七俱生 (satta sahajāte) が黄金でつくられた⁴⁶⁾。完成したものは、最外部が漆喰、その下に煉瓦。内部には pariveṇa がある⁴⁷⁾。これらはすべて地下につくられた。これを隠すために、周囲を煉瓦堂 (giñjakāvatha) の形に石の囲いをつくり、それを一枚の石板で覆って土をのせて平らにし、その上に石塔 (pāsāṇathūpa) が立てられた⁴⁸⁾。218 年後、Asoka 王が舍利を取り出した後、すべてを元通りにし、その上に石の cetiya がつくられた⁴⁹⁾。

③ 八万四千の cetiya, thūpa⁵⁰⁾ (複数) [188~190]

(a) 218 年前に Ajātasattu 王が ② に収蔵した釈尊の舍利。(b) Jambudīpa 中の八万四千の市 (nagara)。(c) Asoka 王。(d) vihāra に cetiya が付属している。

④ Paṭhamakacetiya⁵¹⁾ [195]

(b) Anurādhapura の西方⁵²⁾, Mahinda 長老が最初に降り立った場所。

⑤ Karanḍakacetiya⁵³⁾ [197]

⑥ 過去三仏の cetiya⁵⁴⁾ (複数) [199, 200]

(a) 聖なる水瓶 (dhammadkaraka), 腰帶 (kāyabandhana), 水浴衣 (udakasāṭika)。(b) Anurādhapura 南門近くの Thūpārāma.

⑦ Thūpārāma. の thūpa, cetiya⁵⁵⁾ [181, 197ff]

(a) 釈尊の右鎖骨 (dakkhiṇ' akkhaka)⁵⁶⁾。(b) Anurādhapura 南門近くの Thūpārāma. かつて過去三仏の cetiya (⑥) があった場所。(c) Devānampiyatissa 王。(d) 象の面瘤の高さ⁵⁷⁾ (hatthikumbhappamāṇa) の土台 (vatthu)。塔の形は稻の山積みの如し (vīhirāsisadisa)。

⑧ Yojana-thūpa⁵⁸⁾ (複数) [204]

(a) 釈尊の舍利 (Asoka 王からもらい受けたもの)。(b) Tambapaṇṇi 島中に 1 由旬ごとに。(c) Devānampiyatissa 王。

⑨ Mahiyaṅgaṇa の thūpa, cetiya⁵⁹⁾ [209~210]

(a) 釈尊の一握りの髪 (kesa)。後に釈尊の頸骨舍利 (gīvaṭṭhidhātu) も加わる。(b) Mahānāgavan' uyyāna の Mahiyaṅgaṇa. 釈尊初来島の際、夜叉を追い払い、法を説くために坐した場所。(c) 岩山 Sumanakūṭa⁶⁰⁾ に住む Mahāsu-mana 天帝釈。Sāriputta 長老の内住者である Sarabhū 長老。Devānampi-

yatissa 王の弟である Cūlābhaya.⁶¹⁾ Duṭṭhagāmaṇī 王。(b) Mahāsumana 天帝釈は釈尊の髪を黄金の容器 (caṅgoṭavara) に入れ、高さ⁶²⁾ 7 ラタナ (ratana) に積んだ種々の宝の上に置き、それをサファイアの塔 (indanīlathūpa) によって覆う。Sarabhū 長老はそこに釈尊の頸骨を安置し、雲色の石 (meghavaṇṇapāsāṇa)⁶³⁾ によって覆い、12ハッタ (hattha) の高さの thūpa にする。Cūlābhaya はそれを高さ30ハッタの cetiya にする。Duṭṭhagāmaṇī 王はさらに高さ80ハッタの kañcukacetiya にする。

④⓪ Elāra 王のための cetiya⁶⁴⁾ [214]

(a) Damiḷa の王 Elāra の遺体を火葬したもの？⁶⁵⁾ (b) 火葬した場所⁶⁶⁾。(c) Duṭṭhagāmaṇī 王。

④① Maricavaṭṭi-cetiya⁶⁷⁾ [215～216]

(a) Duṭṭhagāmaṇī 王の槍先に付けられた釈尊の舍利。(b) Anurādhapura の Tissavāpi. (c) Duṭṭhagāmaṇī 王。(d) 舍利の付いた槍を囲んで cetiya をつくり、さらにそれを⁶⁸⁾囲んで vihāra をつくった。

④② nāga たちの cetiya⁶⁹⁾ [239, 242～243]

(a) 釈尊の舍利 (八分されて Rāmagāma の㉙に安置されてあったもの)。(b) Mañjerika-nāgabhabava. (c) nāga 王 Mahākāla. (d) 9 億 6 千万の財を使用して一切宝によって cetiya と cetiyaghara⁴⁵⁾ を建築。それらは舍利堂 (dhātughara) の中にある。

④③ 大塔 (Mahāthūpa, Mahācetiya) [219ff⁷⁰⁾]

(a) ④② の nāga たちから奪い取ってきた釈尊の舍利。その他約一千の舍利⁷¹⁾。(b) かつて Mahinda 長老が Devānampiyatissa 王と共に Campaka 花によって供養礼拝した場所で、将来 Duṭṭhagāmaṇī 王が塔をつくることを予言した石柱が据えられた場所⁷²⁾。(c) Duṭṭhagāmaṇī 王。(d) bhūmiparikamma⁷³⁾ として、土地を堅固にするため、象壁 (hatthipākāra⁷⁴⁾) まで遍く 7 ラタナの深さに地面を掘って、碎いた石、酥土 (navanītamattikā⁷⁵⁾), 煉瓦の順に敷く。煉瓦の上には粗く漆喰工事をし、その上に kuruvinda 石、鉄の網, mārum bha⁷⁶⁾, 乳石 (khīrapāsāṇa), 水晶石, 荒石の順に敷く。この石敷の上に、椰子樹の液汁 (rasodaka⁷⁷⁾) の混合した林檎の樹脂 (kapitthiniyyāsa⁷⁸⁾) によって厚さ 8 アングラ (aṅgula) の銅板を張り、さらにその上に胡麻油 (tilatela) の混合した砒石 (manosilā) によって厚さ 7 アングラの銀板を張る。以上のよ

うな bhūmiparikamma を行なった所に、大塔の周線を Siddhattha 長老の歩いた通りに描いて、その周線に従って大塔はつくられた⁷⁹⁾。資材として挙げられているものは、煉瓦 (iṭṭhakā), 金 (suvaṇṇa), 銅 (tambaloha), サファイア (uppala), ルビー (kuruvinda), 銀 (rajata), 珊瑚 (pavāla), 真珠 (muttā), 亜麻花の色 (ummapupphavanṇa) をした宝石 (manī)⁸⁰⁾, 白で搗き, 箕でふるいにかけ, 挽白でひいて粉にした土⁸¹⁾。十重の花供養壇 (pupphadhāna⁸²⁾) には一億の煉瓦を使用⁸³⁾。舍利室 (dhātugabbha) は, 厚さ 8 ラタナ, 縦・横 80 ハッタの金色の石板 (medavaṇṇapāsāna⁸⁴⁾) 六個によって組み立てられており⁸⁵⁾, 舍利室は一辺の長さ 80 ハッタの正方形⁸⁶⁾。この舍利室中央には一切宝製の菩提樹があり, その上には天幕 (celavitāna) が結ばれている。菩提樹は七宝製の手すり (vedikā) に囲まれており, 真珠を敷きつめた手すりの間には七宝製の瓶の列。瓶には宝製の花が入っている。菩提樹の四方には宝製の牀座 (pallaṅka) があり, 東方側の牀座に仏像 (buddhapaṭimā) が坐っている。菩提樹の幹を枕の方にして臥床があり, そこに舍利容器の入った仏舍利が安置された。舍利室内には, ジャータカと釈尊の生涯の様々な場面が描かれた。その他舍利室内には, 仏教広布のため来島した Mahinda 長老ら 7 人の姿や諸天神などが描かれた⁸⁷⁾。舍利室に舍利が安置された後に, 覆鉢 (udara) と caturassakoṭṭhaka (平頭?)⁸⁸⁾ の工事, さらに傘蓋 (chattakamma) と漆喰工事 (sudhākamma) が行なわれた⁸⁹⁾。完成した大塔は, 水を水面に打ちつけた時に出来る, 水晶の瓶 (phaṭikaghaṭa) に似た大きな水泡 (udakabubbula) のような形⁹⁰⁾。大塔の高さは 120 ハッタ⁹¹⁾。

2 塔の安置物

以上見たように, Thv. には合計 43種⁹²⁾の塔が描かれているが, そのうち 38種の塔には, 何を祀って建てられた塔であるかが記されている。それらの塔への安置物の種類と, それに対する塔の数は次の通りである。

釈尊に関するもの⁹³⁾

[身体]

右鎖骨 (dakkhiṇ' akkhaka)

2

頸骨 (gīvatṭhi)

1

(70) Thūpavāmsa における塔について（佐藤）

右犬歯 (dakkhinadāṭhā)	1
髪 (kesa)	1
宝冠のついた髪 (cūlāmaṇi)	1
それ以外の舍利 (dhātu, sarīra, sārīrika)	14
〔身体以外のもの〕	
衣服 (sāṭaka, dussa)	1
火葬後の灰 (aṅgāra)	1
舍利八分の計量に使用した瓶 (kumbha)	1
過去仏に関するもの	
〔身体〕	
舍利 (dhātu)	16
〔身体以外のもの〕	
Dīpaṅkara の鉢・衣の資具 (pattacīvaraṇaparikkhāra)	1
水瓶 (dhammakaraka)	1
腰帶 (kāyabandhana)	1
水浴衣 (udakasāṭika)	1

このように、舍利を祀った塔が多く、舍利はほとんどの場合、dhātu という語で言い表わされている。Thv. では、遺体 (sarīra) を火葬した後のものが dhātu と言われている⁹⁴⁾。具体的に dhātu と呼ばれているものは、鎖骨 (akkhaka)⁹⁵⁾、頸骨 (gīvaṭṭhi)⁹⁶⁾、肉髻 (uṇhīsa, 前頭骨?)⁹⁷⁾、犬歯 (dāṭhā)⁹⁸⁾ といったもので、骨のみならず歯も dhātu と言われていることがわかる。髪は、他のパーリ文献においては dhātu と呼ばれている⁹⁹⁾が、Thv. ではそのような例を見い出すことはできない。仏の使用した衣・鉢¹⁰⁰⁾・水瓶・腰帶・水浴衣を安置して塔がつくられているが、これらの仏の遺品に対しては、dhātu という語は用いられていない。また、釈尊火葬後、バラモンの Doṇa が舍利八分の計量に用いた瓶 (kumbha) を、Moriya が火葬後の灰 (aṅgāra) を各々もらい受け、それぞれを祀った thūpa を建てているが、この kumbha と aṅgāra も dhātu とは区別されている¹⁰¹⁾。このように、Thv. における dhātu は身体に関するものが意味されており、舍利を意味する dhātu はほとんどの場合、複数形で用いられている¹⁰²⁾。

舍利を意味するものとして、sarīra という語もある。Thv. においてこの語は、

単数形で身体・遺体が意味されている¹⁰³⁾が、複数形¹⁰⁴⁾、あるいは複合語の形¹⁰⁵⁾で dhātu と同義に用いられている。また身体に関するものとして、 sārīrika という語も使用されている¹⁰⁶⁾。したがって、 dhātusarīra (-ka)¹⁰⁷⁾, sarīradhātu,¹⁰⁸⁾ sārīrikadhātu¹⁰⁹⁾ といった複合語も使われているが、すべて dhātu と同じものが意味されている。

3 thūpa と cetiya の語義

これまで thūpa および cetiya を共に「塔」と訳してきた。「仏塔」としなかったのは、すでに見たように、仏陀以外のものに対してつくられたものも thūpa, cetiya と呼ばれているからである。それでは、 thūpa あるいは cetiya とは、どのようなものを言うのか、パーリ仏典中にある両語の説明を見てみたい。

まず thūpa に関しては、 Mahāparinibbānasuttanta (以下、 Mhpns. と略す) において、塔に値する (thūpāraha) 四種の人が述べられている¹¹⁰⁾。

- (A) 如来・阿羅漢・正等覺者 (tathāgata, arahant, sammā-sambuddha)
- (B) 辟支仏 (pacceka-buddha)
- (C) 如來の声聞 (tathāgata-sāvaka)
- (D) 転輪王 (cakkavatti-rājā)

この記述は、最初期の仏典における thūpa に関するもので、 Thv. の冒頭にも引用されており¹¹¹⁾、 Aṅguttaranikāya では (A) (D) の二種のみ述べられている箇所もある¹¹²⁾。

一方、 cetiya については、 Jātaka 中に、人々が香や花環などを供養すべき場所 (pūjanīyatāhāna) として、三種の cetiya が挙げられている¹¹³⁾。具体的に何を指しているのか、様々な解釈が可能であるが、ここでは一応、次のように分類しておきたい。

- (イ) sārīrika : 仏の身体に関するもの。遺骨、髪、爪、歯など。およびそれらを祀ってつくられたもの¹¹⁴⁾。
- (ロ) Pāribhogika : 仏の使用したもの。衣、鉢、水瓶、菩提樹など。およびそれらを祀ってつくられたもの。
- (ハ) uddesika : 仏ゆかりの聖地、およびそれを記念してつくられたもの。

以上の thūpa および cetiya の各種類に、 Thv. に出てくる塔を当てはめてみよう。

〔thūpa〕

- (A) : ㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㉙㉪㉫㉬㉭
 (B) : ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰
 (C) : ㉙ (?)
 (D) : なし

〔cetiya〕

- (イ) : ③⑨⑯㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉞㉟㉙㉪㉫㉬㉭
 (ロ) : ㉑㉙㉚
 (ハ) : なし

以上のいずれにも該当しないもの、あるいは不明な塔として、㉐㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉞㉟㉙㉪㉫㉬㉭があり、いずれも cetiya である。

(A)～(D) の四種は、Mhpns. で述べられたものであったが、同經典においては、それらを thūpa と呼ぶのみで、cetiya とは呼んでいない。これに対して Thv. では、(A)(B)(C) の三種とも thūpa 及び cetiya の両語を用いて言い表わしている。そこにおいては、塔の高さ、大きさ、形状の違いなどによる両語の使い分けも存在していない。

(イ)～(ハ) の三種の cetiya に該当するようなものを Mhpns. において見い出すことは難しい¹¹⁵⁾。同經典における cetiya には、靈樹¹¹⁶⁾、靈域¹¹⁷⁾のようなものと、建造物の可能性のもの¹¹⁸⁾とがあるが、そのいずれをも thūpa とは呼んでいない。一方、Thv. に現われる cetiya は、すべて建造物と思われるもののみで、(イ) を cetiya のみならず thūpa とも言っている。(ロ) のうち、仏の資具に対してつくられたものも同様に両語で言い表わされている。しかし菩提樹については、Thv. では重要な礼拝供養の対象として、それのみに一章を与えて詳細に描いているが¹¹⁹⁾、cetiya とは呼んでいない。また、靈樹も出てくるが¹²⁰⁾、Mhpns. と違って、それも cetiya とは言われていない。

以上のように、thūpa と cetiya に関する各々の分類を用いて、Thv. における両語の使い方を Mhpns. と比較してみると、両文献の間に、cetiya の語義に関する時代的差異というものを感じずにはおれない。Mhpns. の記述には後代に付加された部分もあると考えられるため、Thv. との年代的比較というのは単純ではないであろう。しかし、Mhpns における cetiya は、塔のような建造物というよりも、インド古来の意味¹²¹⁾である、広義の礼拝供養対象を示すものが主である。

それと比較して、Thv. における *cetiya* は、礼拝供養対象としての建造物を意味し、*thūpa* と同一のものを指す言葉として用いられている。

〈註〉

- 1) 種々の学術文献で引用されている Thv. は、B. C. Law によって 1935年、Pali Text Society から出されたテキストによるものが多いが、この刊本はすでに絶版となっている。N. A. Jayawickrama 氏による新しいテキストは、既出の諸刊本のほかに、新たに得られた写本をも用いて校訂したものである。
- 2) cf. Bv. II, 219. なお、PTS 版の Bv. には二種あるが、本稿では Jayawickrama 校訂の新しいテキスト（1974年）を用いた。
- 3) *koṭṭima* を R. C. Childers: A Dictionary of the Pali Language, p. 210 では、‘smoothed, beaten (?)’ とし、*koṭṭimasuvanṇam* を ‘beaten gold’ と訳している。*ghanakoṭṭimasuvanṇ’ itthakā* を B. C. Law: The Legend of the Topes (Thūpavāmsa), The Royal Asiatic Society of Bengal, Calcutta 1945, p. 9 では ‘a solid floor of pounded stones and its upper surface made of gold’ とし、一方、Jayawickrama (Thv. p. 9) は ‘bricks of solid gold polished smooth’ と訳している。
- 4) 他の過去仏の塔（①、③～⑯）はすべて Bv. および Bv-a に同様の記述を見い出すことができるが、この塔だけは見い出すことができない。
- 5) Thv. p. 155 では *cetiya*, Thv. p. 163 では *thūpa*. cf. Bv. III, 38. Bv-a. p. 141.
- 6) cf. Bv. IV, 32.
- 7) Bv. IV, 32 では *Vessara-uyyāna*.
- 8) Cf. Bv. V, 34.
- 9) Bv. V, 34 では *Aṅgārāma*.
- 10) cf. Bv. VII, 29.
- 11) cf. Bv. X, 33.
- 12) cf. Bv. XI, 31. なお Bv-a. p. 196 では *cetiya*.
- 13) Bv-a. p. 196 によると、七宝製 (sattaranamaya)。
- 14) Thv. p. 159 では *cetiya*. p. 163 では *thūpa*. cf. Bv. XIII, 36.
- 15) cf. Bv. XIV, 27.
- 16) Bv. XIV, 27 では *Assatthārāma*.
- 17) cf. Bv. XVI, 25.
- 18) Bv. XVI, 25 では *Kesārāma*. Bv-a. p. 223 によると *Sālavatīnagara* にある。
- 19) cf. Bv. XVII, 24. なお Bv-a. p. 227 では *cetiya*.
- 20) Bv-a. p. 227 によると *Kañcanavelunagara* にある。
- 21) cf. Bv. XVIII, 28.

(74) Thūpavamśa における塔について（佐藤）

- 22) Bv-a. p. 231 では「Sunandavatīnagara の Sunandārāma で般涅槃に入った」とあり, Bv. の Nandārāma とは異なっている。
- 23) cf. Bv. XX, 36.
- 24) cf. Bv. XXI, 28.
- 25) Bv-a. p. 247 では Silavatīnagara の Assārāma. cf. I. B. Horner: The Clarifier of the Sweet Meaning, Sacred Books of the Buddhist, vol. XXXIII, Pali Text Society, London 1978, p. 352, fn. 3.
- 26) cf. Bv. XXIII, 27.
- 27) cf. Bv. XXV, 52.
- 28) Bv-a. p. 270 によると, Kāsi 王国の Setavyanagara にある Setavyuyyāna (Bv.: Setavyārāma).
- 29) ek' ekam suvaṇṇ' itthikam koṭi-agghanakam ratanavicittam bahiracanattham, ek' ekam addhakoṭi-agghanakam abbhantarapūraṇattham, (Thv. p. 163.)
- 30) cf. Ja. I , p. 65; Mhv. XVII, 20; Sp. I , p. 84; Sv. II , p. 609; Dāṭh. I , 32~33.
- 31) Thv. chap. 6 には, 沙弥 Sumana が帝釈天王 Sakka から釈尊の右鎖骨をもらい受けてくる場面があるが, その右鎖骨が安置してあった塔は「1由旬の大きさの宝塔 (yojanappamāṇa-mañithūpa)」となっている (Thv. p. 198). Mhv. XVII, 20 によると, この塔は Cūlāmaṇi-cetiya ということになっており, Mhv-t. p. 376 では大きさ1由旬となっている。Sp. I , p. 84 においても, 大きさ1由旬の宝塔ということになっている。もしこの塔が Cūlāmaṇi-cetiya だとすれば, この塔の大きさに, 3由旬 (tiyojanappamāṇa, Thv. p. 166) と1由旬 (yojanappamāṇa, Thv. p. 198) との二種があることになる。Jayawickrama は前者を3由旬の高さ (three leagues in height, Thv. p. 25) とし, 後者を1由旬の大きさ・広さ (one league in extent, Thv. p. 65) として, この二つの数字を別のサイズとしている。しかし, Law は右鎖骨の安置されていた塔を 'Gem-tope' (B. C. Law, op. cit. p. 49) と大文字で記しており, 釈尊の宝冠のついた髪髪を安置した Cūlāmaṇi-cetiya とは別の塔であるかのように解釈している。Thv. のこの部分の記述は Mhv-t. p. 376 に基づいて書かれていることは明白なので, この宝塔とは Cūlāmaṇi-cetiya であると, ここでは解釈しておく。塔のサイズにおける二つの数字の問題については, Jayawickrama の解釈のほかに, Mhv-t. の著者の誤りが, そのまま Sp. と Thv. に引き継がれてしまったという解釈も可能であろう。
- 32) cf. Dāṭh. I , 34~35.
- 33) cf. D. II , p. 160ff.
- 34) cf. D. II , pp. 164ff. なお Thv. pp. 188~189, 239 では以下の八塔をいずれも cetiya と呼んでいる。
- 35) cf. D. II , pp. 164ff.

- 36) cf. D. II, 165ff.
- 37) cf. ibid.
- 38) cf. ibid.
- 39) cf. ibid.
- 40) cf. ibid.
- 41) cf. ibid.
- 42) cf. D. II, 166ff.
- 43) cf. ibid.
- 44) 各地に散らばった釈尊の舍利を一ヵ所に貯蔵するためにつくられたもの。cf. Sv. p. 611ff.
- 45) 小規模な cetiya の場合、それを覆うようにつくる建物。Mhv. XXXV. 87 には thū-paghara という語も見られる。vid. Jayawickrama, Thv. p. 44, fn. 2. Wilhelm Geiger: The Mahāvamsa or the great chronicle of Ceylon, Pali Text Society, London 1912, Appendix 26, p. 295.
- 46) Thv. pp. 181～182.
- 47) Thv. p. 189. なお、pariveṇa を Jayawickrama は enclosed courtyard と訳している (Thv. p. 53)。Vimāna-vatthu の註釈書には pariveṇa に関して、次のような説明がある。veniyato pekkhitabbato parivenam pāsādakūṭāgara-rattiṭṭhānādi-sampannam pākāraparikkhittam dvārakotthakayuttam āvāsam (Paramatthadīpanī, IV, pp. 351～352)
- 48) Thv. p. 183.
- 49) Thv. p. 190.
- 50) cf. Mhv. V; Sp. I, pp. 48～49; Dip. VI, 95～99.
- 51) cf. Mhv. XIV, 45; XX, 20, XIX, 61; Sp. I, p. 79. vid. Jayawickrama: The Inception of Discipline and Vinaya-nidāna, Sacred Books of the Buddhists vol. XXI, London 1962, p. 112.
- 52) Jayawickrama は「西方」と解釈している (Thv. p. 61. fn. 22. p. 195, fn. 37)。
- 53) Mhv. XVI, 12 では Kantaka°, Sp. I, p. 82 では Kanṭaka° となっており、Cetiya-pabbata の上にある。
- 54) Mhv. XV, 57～159; Dip. V, 34～64; Sp. I, pp. 86～87 によると、Kakusandha 仏の聖なる水瓶、Konāgamana 仏の腰帶、Kassapa 仏の水浴衣、以上の三つの安置物それぞれに三つの cetiya がつくられた。
- 55) cf. Mhv. XVII; Sp. I, p. 83ff; Dip. XV.
- 56) 沙弥 Sumana が帝釈天王 Sakka からもらい受けてきたものであるが、Sakka がいかにして釈尊の右鎖骨を手に入れたのか、Thv. には記述がない。

(76) Thūpavāmsa における塔について（佐藤）

- 57) °pamāṇa ではあるが、Mhv. XVII, 34~35 の内容を参考にして「高さ」と訳した。
- 58) cf. Mhv. XX, 7~13.
- 59) cf. Mhv. I, 33~42.
- 60) Geiger, op. cit. p. 5, fn. 1 によると、現在の Adam's Peak.
- 61) Mhv. I, 40 では Uddhacūlābhaya. vid. Thv. p. 81, fn. 39.
- 62) uccato sattaratane... (Thv. p. 210) しかし Mhv. I, 36 では sabbato sattaratane... これを Geiger, op. cit. p. 5 は seven cubits round と訳している。
- 63) vid. Thv. p. 81. fn. 38; B. C. Law, op. cit. p. 58, fn. 4.
- 64) cf. Mhv. XXV, 73.
- 65) Thv. では安置物についてはっきり述べておらず、Duṭṭhagāmaṇī 王は Elāra 王の遺体を火葬し、そこに cetiya をつくって供養したという記述だけである。これについて Jayawickrama は、おそらく Elāra 王の墓であろうと述べている (Thv. p. 87. fn. 31)。しかし Mhv.-t. p. 483 では Elārapaṭimāghara と述べている。すると Elāra の像を納めた建物か？
- 66) Mhv. XXV, 73 によれば Elāra 王が討たれて倒れ落ちた所。Mhv.-t. p. 483 によると Anurādhapura の南方にある陶芸師の村 (kumbhakāragāma) の西側。
- 67) cf. Mhv. XXVI, 6ff.
- 68) Thv. p. 216 では「それを (tam)」すなわち cetiya を囲んで vihāra をつくったことになっているが、Mhv. XXVI, 13 では ‘thūpam’ となっており、cetiya を thūpa に言い換えている。
- 69) cf. Mhv. XXXI.
- 70) Thv. の作者が最も描きたかったのは Duṭṭhagāmaṇī 王による大塔建立であるので、大塔についての記述は Thv. の全体を通じてある。しかし主要部分は Thv. p. 219ff. cf. Mhv. XXVIIIff.
- 71) Thv. p. 247 では ‘sahassamattā’ となっているので、Jayawickrama は ‘about a thousand’ と訳している (Thv. p. 135)。しかし Mhv. XXXI, 123 では sahassadhātūnam となっており、Geiger, op. cit. p. 218 では ‘thousands of relics’ としている。なおこの舎利に関しては註 (102) 参照。
- 72) Thv. p. 204. なお Mhv. XV. 51~172 によると、そこは Anurādhapura にある Kakkudha 池の上手の水辺で、かつて Kakusandha, Konāgamana, Kassapa, Gotama の四仏が訪れて法を説いた場所。
- 73) Vid. Thv. p. 222. 建造地の地面を整える基礎工事のようなものらしい。
- 74) 象のレリーフのある擁壁。Vid. Thv. p. 100, fn. 2; Geiger, op. cit. p. 228, fn. 2.
- 75) Thv. p. 222 では次のように説明する。「Ākāsagaṅgā の流れ落ちる所では水滴が立ち昇り、周囲20由旬の広さの地域に〔水滴が〕落ちてくる。自然に稻が生育する所であり、

その場所は常に湿っていることから、Tintasīsakola (湿った頭の koḷa) の名が生じた。そこでは土がきめこまかいことから酥土 (navanītamattikā) と言われる。」 cf. Mhv. XXIX, 5~6.

- 76) vid. Geiger, op. cit. p. 191, fn. 5; Thv. p. 100, fn. 7.
- 77) vid. Thv. p. 101, fn. 11.
- 78) vid. Thv. p. 101, fn. 10.
- 79) Thv. p. 225.
- 80) 以上の資材を獲得する話が Thv. chap. 12 で詳しく述べられている。
- 81) Thv. p. 227.
- 82) vid. Geiger, op. cit. p. 202, fn. 2; Thv. p. 112, fn. 15. なお, Mhv. XXX, 51, 55, 60, XXXIII, 22 では pupphādhāna.
- 83) Thv. p. 231.
- 84) medavaṇṇa とは脂肪色のことだが、一般的に金色と訳すことが多い。この石はヒマラヤ山中で発見されるという (Mhv. pp. 355~356)。vid. Thv. p. 81, fn. 38.
- 85) Thv. p. 232.
- 86) Thv. pp. 237~238.
- 87) 舍利室内の描写については Thv. pp. 232~235 に詳細に述べられている。
- 88) caturassakoṭṭhaka とは平頭 (harmikā) のことかと思われる。Geiger も Mhv. XXXI, 124 に見られる caturassacaya を平頭と解釈している。vid. Geiger, op. cit. p. 219, fn. 1.
- 89) Thv. pp. 248, 253.
- 90) Thv. p. 227. なお Mhv. XXX, 13 では「水晶の瓶」ではなく、「水晶の球 (phalikā-gola)」となっている。
- 91) Thv. 217.
- 92) ㉑㉓㉔㉕は複数の塔であるが、ここではあくまでも Thv. の記述にしたがって塔を見ていきたいので、それらも一種として数えたい。
- 93) 釀尊の遺体は火葬された後、舍利は八分されたが、その際、4本の犬歯 (dāṭhā), 2 本の鎖骨 (akkhaka), 肉髻 (uṇhisa), これら7つの舍利は分散しなかったが、残りのものは各地に分散したとされる (Thv. p. 172)。Mahāparinibbānasuttanta には、4本の歯のうち、一つは三十三天 (Tidiva) で、一つは Gandhāra 市で、一つは Kālinga 王国で、一つは諸々の nāga 王が、それぞれ供養しているという記述がある (D. II, p. 167)。2本の鎖骨のうち、右鎖骨 (dakkhiṇ' akkhaka) は、Thv. に見られるように帝釈天王が持つており、それは Devānampiyatissa 王に渡り、Thūpārāma の塔に安置されることになる。その他の釀尊の遺身と遺品の行方は、Bv. XXVIII, 7~12 に、次のように記されている。40の歯 (dantā)・髪 (kesā)・毛 (lomā) → 神々が持ち去る。鉢

(patta)・杖 (daṇḍa) → Vajira. 衣 (cīvara)・下着 (nivāsana) → Kusaghara. 敷布 (paccattharaṇa) → Kapilavhaya. 水瓶 (karaka)・腰帶 (kāyabandhana) → Pāṭali-puttanagara. 水浴衣 (udakasāṭikā) → Campā. 白毫 (uṇṇaloma) → Kosala. 裳裟 (Kāsāva) → 梵天界 (Brahmaloka). Veṭhana (ターバン？, cf. I. B. Horner: The Minor Anthologies of the Pali Canon, part III, Sacred Books of the Buddhists, Pali Text Society, London 1975, p. 99, fn. 5) → 三十三天の都 (Tidasa-pura). 足跡 (pada) → Pāsāṇaka. 坐具 (nisīdana) → Avantipura. 敷物 (attharaṇa) → Raṭṭha. 鑽木 (araṇī) → Mithilā. 漑水布 (parissāvana) → Vedeha. 剃刀 (vāsi)・針筒 (sūci-ghara) → Indapatta-pura. その他の資具 (parikkhāra) → Aparantaka.

- 94) Thv. p. 172. cf. D. II, p. 164.
- 95) Thv. pp. 172, 198.
- 96) Thv. p. 210.
- 97) Thv. p. 172. uṇhīsa について Jayawickrama は「frontal bone (lālāṭadhātu) であろう」と述べている (Thv. p. 34, fn. 30).
- 98) Thv. pp. 172, 198.
- 99) Ja. I, 81. Mhv. XXXIX, 49, 53. Chakesadhātuvāmsa (JPTS 1885, pp. 5～16).
- 100) Thv. p. 197 において、鉢 (patta) と dhātu を区別している。‘... paributtapatto c'eva dhātu ca atthi.’
- 101) Thv. pp. 178～179.
- 102) dhātu が必ずしも仏陀の舎利を意味していないと考えられる記述がある。Duṭṭhagāmaṇī 王が建立した大塔 ④には、王が釈尊の dhātu を安置した後、市民がそれぞれ dhātu を持って来て安置したことになっており、安置された舎利は合計約一千個 (sahassadhātū) であったという (Thv. p. 247)。これは Mhv. XXXI, 122～123 の記述に基づいたものであると考えられるが、sahassadhātū とは誰れの舎利なのか述べられていない。Mhv-ṭ. にも、これについての説明はない。釈尊の舎利が一千も存在するとは考えにくいので、市民が持って来た dhātu は、一般の人々の舎利ということも考えられる。もしそうなら、塔の機能を考えなおさなければならないが、これについては判断材料が乏しいので、これ以上の言及は避けたい。
- 103) Thv. p. 170ff.
- 104) Thv. pp. 175, 177, 178.
- 105) Thv. p. 177. ‘Sarīrabhaṅge’ ti sarīrabhaṅganimittam dhātukoṭṭhāsahetū ’ti attho.’
- 106) Thv. p. 180.
- 107) Thv. p. 200.
- 108) Thv. p. 197.
- 109) Thv. p. 239.

- 110) D. II, pp. 142~143.
- 111) Thv. p. 147.
- 112) A. II, p. 245 では (A)~(D) の四種, A. I, p. 77 では (A)(D) の二種が挙げられている。
- 113) Ja. IV, p. 228.
- 114) Thv. p. 180 では, ㉑~㉓ の八塔を ‘sārīrikā thūpā’ と述べている。同様の例は Bv. XXVIII, 5.
- 115) D. II, p. 141 「cetiya 巡礼 (cetiya-cārika)」の cetiya が(い)に該当する可能性がある。
cf. 中村元『ブッダ最後の旅——大パリニッパーナ経——』(岩波書店, 1980年) p. 280.
- 116) D. II, pp. 102~103, 118, 123, 126. cf. 中村元, 前掲書, pp. 233~234.
- 117) D. II, pp. 74~75. cf. 中村元, 前掲書, pp. 193~196.
- 118) cetiya-cārika (D. II, p. 141) 及び Makutabandhana-cetiya (D. II, pp. 160~161, 163).
なお後者を Sv. II, pp. 596, 605 では「会堂 (sālā)」としており, Thv. p. 173 では Sv. II, p. 605 の文章をそのまま使用している。
- 119) Thv. pp. 201~203.
- 120) Thv. p. 186.
- 121) 杉本卓洲『インド仏塔の研究』(平楽寺書店, 1984年) p. 84ff. 参照。

※ 本稿におけるパーリ語の略号は, Thv. を除いて, A Critical Pāli Dictionary に準ずるものとする。